

玉村町立玉村小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定
平成 31 年 4 月修正
令和 5 年 4 月修正
令和 7 年 4 月修正

1. いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

- いじめとは、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本認識

- 「いじめは、人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。
- いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

(3) いじめ対策の基本的な考え方

- いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導部

- 校長、教頭、生徒指導主任、各学年代表、S C 等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導部を設置し、必要に応じて開催する。

(2) 職員会議

- 全教職員で、配慮を要する児童について、議題の初めに生徒指導上の情報交換を必ず行い、現状や指導についての情報共有をする。

3. いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 学級経営の充実

- 毎月「なかよしアンケート」を実施し、児童の心理状態、生活の様子を把握する。気になる児童に対して観察、面談等を行い、早期に改善する。必要に応じて S C によるカウンセリングを行う。また、アンケート内の「今月のうれしかった事」をもとに、積極的に声掛けをしていく。
- C&S 検査結果を生かし、児童の実態を的確に把握して児童理解に努め、集団宿泊の行事や学級経営に生かす。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感を持てるよう努める。
- 各教科の中で、積極的に学び合う活動を取り入れ、自分の考えを持ち、友達の意見を聞き、互いに交流し高め合い、自己肯定感や自己有用感を高める。

(2) 道德教育の充実

- 道德科の授業を通して児童の自尊感情を育む。
- 人権週間での取り組みや、全ての教育活動において道德教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 代表委員による活動の充実

・ あいさつ運動

代表委員のリードのもと、各クラスの代表が廊下に立ち、廊下を通る児童たちにさわやかに挨拶し、気持ちよく過ごせる校内風土を築く。

・ 生活目標

毎月の目標を設定し、全校児童に呼び掛けながら、安心安全、楽しい学校づくりを進めていく。

- ・ スマイルフラワー運動
各家庭から児童が持ち寄った花を校内各所に飾り、明るい雰囲気にする。
- (4) 相談体制の整備
 - ・ 教員間の風通しを良くし、日常的に相談しやすい職員集団づくりに努める。
 - ・ C&S 検査結果の考察と対応策を考え、必要な点は全校で共通理解を図る。
 - ・ 校内のコーディネーターを中心に、スクールカウンセラーと教員、カウンセラーと児童の相談を設定。気軽に相談できる体制を整備する。
- (5) たてわり活動の実施
 - ・ たてわり活動の中で、同学年、異学年の児童と協力・協調する事を通して、人とよりよく関わる力を身につけさせる。
- (6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - ・ 発達段階に応じてインターネットを使用する場合のリスク、モラル等の教育を行う。
- (7) 学校相互間、地域との連携協力体制の整備
 - ・ 町内の小中学校、ふれあい教室と、情報交換を行う。
 - ・ PTA による旗振り、交通指導員による見守られている安心感を児童に伝えていく。
- (8) 子どもの成長発達を支える発達支持的生徒指導の充実

4. いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

- (1) 見落としのない観察と教育活動
 - ・ すべての児童について、ふだんから観察を怠らないこと、そして、些細な変化であっても見落とさない精神で教育活動に取り組む。
- (2) 保護者や地域、関係機関との連携
 - ・ 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には誠実に対応し、家庭訪問や面談により迅速な解決を目指す。また、必要に応じて、子ども育成課、健康福祉課、中学校等の関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (3) 「なかよしアンケート」の実施
 - ・ 毎月の最終週に「なかよしアンケート」を実施し、児童の心理状態、いじめにつながる状況を確実に把握し、迅速な指導と共通理解に努め、観察、面談等を行い、気になる状態を早期に改善する。
- (4) 相談しやすい関係づくり
 - ・ 児童との信頼関係を構築し、普段から話しやすい雰囲気をつくる。個人ノートや日記等から交友関係や悩みを把握する。児童の休み時間や放課後の課外活動の中での様子にも気を配る。

5. いじめに対する早期対応

- ・ いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- ・ いじめの事実が確認された場合には、学年部、生徒指導部で、対応を協議する。
- ・ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするため、必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等に於いて学習を行う等の措置を講ずる。
- ・ 経過ごとの記録をもとに、関係保護者と事実を共有するための必要な措置を講ずる。
- ・ 犯罪行為として取り扱うべきいじめに関しては、教育委員会及び、警察等と連携して対処する。

6. 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ・ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
 - ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）事を余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

- ・ 児童や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」と申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対応

- ・ 「重大事態ガイドラインのチェックリスト」を活用し、平時からの備えを徹底する。
- ・ 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に取る。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(別表)

いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	- いじめ防止基本方針についての検討（生徒指導部） - 生徒指導に関わる共通理解 - 児童に関する情報交換（職員会議） - 学校生活（なかよし）アンケートの実施	- 学級開き・学級のルールづくり（学級活動） - 行事を通した人間関係づくり（1年生を迎える会） 4，5月生活目標の設定、啓発活動	いじめに対する基本認識の共有（PTA 総会等）
5月	- 児童に関する情報交換（職員会議） - 町内生徒指導担当者会議① - 学校生活（なかよし）アンケートの実施	- 行事を通した人間関係づくり（遠足） - たてわり活動	保護者との情報交換（二者面談）
6月	- 児童に関する情報交換（職員会議） - C&S 検査①の実施 - 佐波伊勢崎学校警察連絡協議会① - 学校生活（なかよし）アンケートの実施	6月生活目標の設定、啓発活動 - たてわり活動 - スマイルフラワー運動 - 児童集会での委員会発表	保護者との情報交換（学習参観 ・学級懇談会）
7月	- 児童に関する情報交換（職員会議） - C&S 検査の結果の分析、対策	7，8月生活目標の設定、啓発活動 - 行事を通した人間関係づくり（臨海学校） - たてわり活動 - 児童集会での委員会発表 - ともだちの日（7／8）の取り組み	
8月	「いじめ重大事態ガイドラインのチェックリスト」を活用した自己点検		
9月	- 児童に関する情報交換（職員会議） - 生徒指導担当者会議② - 学校生活（なかよし）アンケートの実施	9月生活目標の設定、啓発活動 - 行事を通した人間関係づくり（運動会） - たてわり活動 - 学校評価の実施	
10月	- 児童に関する情報交換（職員会議） - 学校生活（なかよし）アンケートの実施	10月生活目標の設定、啓発活動 - 行事を通した人間関係づくり（校外学習） - たてわり活動 - スマイルフラワー運動 - 児童集会での委員会発表	
11月	- 児童に関する情報交換（職員会議） - 学校生活（なかよし）アンケートの実施	11月生活目標の設定、啓発活動 - 行事を通した人間関係づくり（修学旅行） - たてわり活動 - 児童集会での委員会発表	保護者との情報交換（二者面談）
12月	- 児童に関する情報交換（職員会議） - 学校生活（なかよし）アンケートの実施 - C&S 検査②の実施 - C&S 検査②の分析、対策	12月生活目標の設定、啓発活動 - 行事を通した人間関係づくり（持久走大会・クラブ見学） - 人権週間への取組（人権朝礼・標語づくり・ありが とうの木） - たてわり活動 - 児童集会での委員会発表	

1 月	○ 児童に関する情報交換（職員会議） ○ 学校生活（なかよし）アンケートの実施 ○ SOS の出し方教育プログラムについての研修	○ 1月生活目標の設定、啓発活動 ○ 学校評価の実施 ○ たてわり活動 ○ 行事を通した人間関係づくり（クラブ見学） ○ ありがとう集会 ○ SOS の出し方教育プログラムの実施（5年生）	
2 月	○ 児童に関する情報交換（職員会議） ○ 佐波伊勢崎学校警察連絡協議会② ○ 町内生徒指導担当者会議③ ○ 学校生活（なかよし）アンケートの実施	○ 2月生活目標の設定、啓発活動 ○ たてわり活動 ○ 児童集会での委員会発表 ○ 行事を通した人間関係づくり（6年生を送る会）	○ 保護者との情報交換（6年生を送る会見学）
3 月	○ 児童に関する情報交換（職員会議） ○ 学校生活（なかよし）アンケートの実施	○ 3月生活目標の設定、啓発活動 ○ たてわり活動 ○ 児童集会での委員会発表	○ 保護者との情報交換（学習参観・学級懇談会）